

高普及対策事業に係る事務取扱要領

この要領は、高普及対策事業取扱要綱に関する、事務処理に必要な事項を定めるものとする。

1 給水希望者への概要説明

- (1) 給水を希望する者に対し、「高普及対策事業取扱要綱」を説明し、併せて下記事項について説明する。
 - ① 水道本管工事及びその工事負担金について。
 - ② 給水装置工事及びその工事費について。
 - ③ 水道料金及び加入金について。
 - ④ その他。
- (2) 前項の説明後、協議申請に必要な書類と、申請者の中から代表者を選任してもらい、連絡先を明確にする。
- (3) 高普及対策事業について、代表者から地元説明会の要望があればこれを実施し、対象者に本事業を理解してもらう。

2 協議について

- (1) 高普及対策協議書の受理
 - ① 協議書の受理にあたっては、次の図書を提出させる。
 - (ア) 高普及対策協議書（様式第1号）
 - (イ) 申請地の位置図（ゼンリン又は1/2500程度の図面）
 - (ウ) 道路種別が判別できる分間図及び登記簿謄本の写し
 - (エ) 水道布設申請者一覧表（様式第11号）
 - (オ) その他特に必要と認めるもの（例：水質検査結果表等）
- (2) 協議書の審査及び回答
 - ① 協議書が提出されたならば、申請者と協議し、その規模を把握し、申請人立会いのもとに現地調査を行い、水道本管布設路線の設定をする。
 - ② 現地調査完了後、水道本管布設計画を策定し、平面図、配管詳細図を作成し、水道整備課内で協議し、施行時期及び費用負担等について決定する。
 - ③ 協議書の審査後、工事施行時期、工事概要及び概算工事費等を申請者に高普及対策協議回答書（様式第2号）により回答する。
 - ④ 施行時期は、原則として協議が完了した翌年度とする。ただし、予算上問

題がない場合には、当該年度に施行することができる。

(3) 適用範囲外の事務処理

① 高普及対策事業の適用範囲外の申請において、次の各号に該当する場合は、甲決裁により本事業の適用の可否を決定する。

(ア) 自家用井戸水等の水質悪化及び枯渇等により、生活用水に支障をきたすとき。

(イ) 既存家屋が適用戸数に若干不足するとき。

(ウ) その他、高普及対策事業取扱要綱及び本要領では判断出来ないとき。

3 水道本管工事着手から工事完成

(1) 水道本管布設工事費の負担設定がされたならば、水道布設申請書（様式第3号）を申請者から提出させ、実施設計に入る。

(2) 実施設計を行い、現段階における申請者の工事負担金を算出し、申請者に工事負担金納入通知書（様式第4号）により通知し、工事着手予定日の20日前までに工事負担金を前納してもらう。

なお、この工事負担金については、1万円に満たない額は切捨てるものとする。

(3) 担当者は、工事負担金が前納されたことを確認し、工事の起工を行い入札を実施し、工事請負業者を決定する。

(4) 入札後、工事着手に関する件について工事着手通知書（様式第5号）により、申請者へ通知する。

(5) 申請者が前納した工事負担金は、入札前の設計金額に対する概算工事負担金であるため、工事精算時点で当該工事の負担金額をすみやかに工事負担金還付決定通知書（様式第9号）及び工事負担金追加決定通知書（様式第10号）により申請者へ通知し、工事負担金の精算を行う。

(6) 水道本管布設工事が完成した場合は、工事完成通知書（様式第6号）により、申請者へ工事の完成を通知する。

4 工事負担金の取扱について

(1) 水道本管布設工事費に係る負担金

(ア) 水道本管布設工事費の負担金は、管理者と申請者が工事費（消費税含む）の2分の1相当をそれぞれ負担する。

(イ) 管理者が負担する工事費の限度額は、一戸あたり20万円までとする。

ただし、一戸あたりの工事負担金が20万円を超える場合で、申請者がその超える工事費を負担するときは、高普及対策事業を実施する。

(ウ) 工事負担金の対象戸数は、申請戸数の家屋数とし、申請区域内に共同住宅及び雑居ビル等が、一般住宅と混在して含まれている場合は、その世帯数及び店数を対象戸数とする。ただし、本事業の対象が、特定の者が所有する共同住宅及び雑居ビル等だけの場合は、その世帯数及び店数が10戸から100戸程度であっても、甲決裁によりその戸数を対象戸数とするか何うものとする。

(2) 申請者の各戸工事負担金の負担割合

(ア) 負担割合の算出根拠については、口径によるウィリアム・ヘーゼン公式による理論流量比を使用し、メーター口径13mmの理論流量比（料金算定の準備料金固定費において使用している。）を1口として各口径の口数で計算する。ただし、下記の申請者工事負担金例は、あくまでも参考とし、徴収方法については、申請者間に一存する。

なお、申請者工事負担金の徴収にあたっては、管理者が設置するメーター口径に基づいた口数で算出する。

(イ) 理論流量比表

メーター口径	理論流量比	補正理論流量比	口数
13mm	1.0	1.0	1.0
20mm	2.7	3.0	3.0
25mm	4.4	4.0	4.0
40mm	13.5	14.0	14.0
50mm	20.0	20.0	20.0

(ウ) 〈例2・1戸@の工事費が20万円以下の場合〉

水道本管布設総工事費400万円、申請戸数20戸

① 管理者工事負担金

$$400 \text{万円} \div 2 = 200 \text{万円}$$

$$200 \text{万円} \div 20 \text{戸} = 10 \text{万円} / 1 \text{戸} \leq 20 \text{万円} / 1 \text{戸}$$

※管理者工事負担金は、工事費の2分の1相当額であるため、

$$400 \text{万円} \div 2 = 200 \text{万円}$$

② 申請者工事負担金

$$400 \text{ 万円} \div 2 = 200 \text{ 万円}$$

メーター口径	申請戸数	補正理論流量比	口数	総口数
13mm	15戸	1.0	1.0	15.0
20mm	2戸	3.0	3.0	6.0
25mm	1戸	4.0	4.0	4.0
40mm	1戸	14.0	14.0	14.0
50mm	1戸	20.0	20.0	20.0
総合計	20戸			59.0

・ 1口あたりの工事負担金

$$200 \text{ 万円} \div 59 \text{ 口} = 33,898 \text{ 円}$$

・ 13mmの工事負担金

$$(1 \text{ 戸@}) 33,898 \text{ 円}$$

$$(全体) 33,898 \text{ 円} \times 15 \text{ 口} = 508,470 \text{ 円}$$

・ 20mmの工事負担金

$$(1 \text{ 戸@}) 33,898 \text{ 円} \times 3 \text{ 口} = 101,694 \text{ 円}$$

$$(全体) 33,898 \text{ 円} \times 6 \text{ 口} = 203,388 \text{ 円}$$

・ 25mmの工事負担金

$$(1 \text{ 戸@}) 33,898 \text{ 円} \times 4 \text{ 口} = 135,592 \text{ 円}$$

・ 40mmの工事負担金

$$(1 \text{ 戸@}) 33,898 \text{ 円} \times 14 \text{ 口} = 474,572 \text{ 円}$$

・ 50mmの工事負担金

$$(1 \text{ 戸@}) 33,898 \text{ 円} \times 20 \text{ 口} = 677,960 \text{ 円}$$

☆総工事費負担金 1,999,982円

差額工事負担金 (2,000,000円 - 1,999,982円 = 18円) については、申請者において配分してもらう。

(エ) 〈例1・1戸@の工事費が20万円を超える場合〉

水道本管布設総工事費450万円、申請戸数10戸

① 管理者工事負担金

$$450 \text{ 万円} \div 2 = 225 \text{ 万円}$$

$$225 \text{ 万円} \div 10 \text{ 戸} = 22 \text{ 万} 5 \text{ 千円} / 1 \text{ 戸} > 20 \text{ 万円} / 1 \text{ 戸}$$

※管理者工事負担金は、工事費の2分の1相当額であるが、一戸あたり

の限度額は20万円であるため、20万円／1戸×10戸＝200万円

② 申請者工事負担金

450万円－200万円＝250万円

メーター口径	申請戸数	補正理論流量比	口数	総口数
13mm	5戸	1.0	1.0	5.0
20mm	2戸	3.0	3.0	6.0
25mm	1戸	4.0	4.0	4.0
40mm	1戸	14.0	14.0	14.0
50mm	1戸	20.0	20.0	20.0
総合計	10戸			49.0

・ 1口あたりの工事負担金

250万円÷49口＝51,020円

・ 13mmの工事負担金

(1戸@) 51,020円

(全体) 51,020円×5口＝255,100円

・ 20mmの工事負担金

(1戸@) 51,020円×3口＝153,060円

(全体) 51,020円×6口＝306,120円

・ 25mmの工事負担金

(1戸@) 51,020円×4口＝204,080円

・ 40mmの工事負担金

(1戸@) 51,020円×14口＝714,280円

・ 50mmの工事負担金

(1戸@) 51,020円×20口＝1,020,400円

☆総工事費負担金 2,499,980円

差額工事負担金(2,500,000円－2,499,980円＝20円)については、申請者において配分してもらう。

5 水道施設の帰属

- (1) 当該工事完成后、申請者に水道施設寄付申込書(様式第7号)を管理者に提出してもらう。この場合、高普及対策事業回答書に記載されている、その他の項目の第3号から第5号について再度確認をする。
- (2) 申請者から前項の寄付申込書が提出されたならば、水道施設寄付受納書(様式第8号)を申請者に交付する。

様式第 1 号

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

(代表者)

住 所

氏 名

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

T E L

高 普 及 対 策 協 議 書

下記のとおり、水道の布設を要望しますので、協議を申請します。

記

- 1 申 請 地
- 2 申 請 理 由
- 3 申請地内総戸数 約 戸
- 4 給水希望戸数 戸
- 5 給水希望時期 年 月頃
- 6 添 付 書 類
 - (1) 申請地位置図
 - (2) 分間図の写し
 - (3) 登記簿謄本の写し
 - (4) 水道布設申請者一覧表

様

山口市上下水道事業管理者

印

高普及対策協議回答書

年 月 日付けで協議のありました水道の布設については、下記のとおり回答します。

記

- 1 水道布設の可否
- 2 申請地
- 3 給水方法
- 4 給水戸数 戸
- 5 工事施行時期 年 月頃
- 6 工事概要

道路種別	管種	口径	延長	道路種別	管種	口径	延長

7 工事費

概算総工事費	円	部負担	円	申請者負担	円
--------	---	-----	---	-------	---

8 その他

- (1) 概算工事費は、消費税を含む現時点の費用であり、実施設計にあたり資材及び労務費等の増減又は道路管理者の施行条件により、変更となることがあります。
- (2) 概算工事費は、水道本管を布設する費用であり、給水加入金及び給水装置工事に要する費用は含んでいません。
- (3) 管理者が、当該工事で布設した水道本管から第三者に分岐する場合は、無条件で承諾し、異議を申し立ててはならない。
- (4) 申請者は、水道本管工事完成後、すみやかに申請家屋全戸の給水装置工事を施行し、給水を開始しなければならない。
- (5) 申請者は、水道本管工事完成後、当該水道施設を無償で本市に帰属するものとする。

様式第3号

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

(代表者)

住 所

氏 名

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

T E L

水 道 布 設 申 請 書

年 月 日付け 第 号で回答のありました、当該区域の水道布設工
事につきましては、下記事項を承諾いたしますので工事を申請します。

記

- 1 水道布設工事に係る工事負担金は、工事着手予定日の20日前までに納入します。
- 2 水道布設工事に係る利害関係者の承諾書を提出します。
- 3 高普及対策協議回答書に記載されています、その他の事項についても遵守します。

様式第4号

第 号
年 月 日

様

山口市上下水道事業管理者

印

工事負担金納入通知書

年 月 日付けで申請のありました水道布設工事については、下記のとおり予定
していますので、指定の期日までに工事負担金を納入して下さい。

なお、指定期日までに工事負担金の納入がない場合は、工事に着手することが出来ませんので、
よろしくお願ひします。

記

- 1 工 事 名
- 2 予定工事負担金額 金 円 (うち消費税等 金 円)
- 3 工事負担金納入期限 年 月 日まで
- 4 予 定 工 期 年 月 日から
年 月 日まで
- 5 工事施行业者 入札後決定
- 6 工 事 概 要

様式第5号

第 号
年 月 日

様

山口市上下水道事業管理者

印

工事着手通知書

年 月 日付けで申請のありました水道布設工事については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事負担金額 金 円（うち消費税等 金 円）
- 3 工 期 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 工事施行業者
- 5 工 事 概 要

様式第6号

第 号
年 月 日

様

山口市上下水道事業管理者

印

工 事 完 成 通 知 書

年 月 日付け 第 号で通知しました水道布設工事が、下記のとおり完成しましたので通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事完成年月日 年 月 日
- 3 工事負担金額 金 円 (うち消費税等 金 円)
 - (1) 調定年月日 年 月 日
 - (2) 納入年月日 年 月 日
 - (3) 精算金額 金 円 (うち消費税等 金 円)
 - (4) 追加金額 金 円
 - (5) 還付金額 金 円
 - (6) 納入・還付年月日 年 月 日
- 4 工 事 概 要 別添竣工図

様式第7号

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

(代表者)

住 所

氏 名

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

T E L

水 道 施 設 寄 付 申 込 書

年 月 日付け 第 号で、工事完成通知のありました水道施設を、
下記のとおり寄付いたしますので、受納していただきますよう申し込みます。

記

1 申 請 地

2 工 事 名

3 工 事 概 要

様式第8号

第 号
年 月 日

様

山口市上下水道事業管理者

印

水道施設寄付受納書

年 月 日付けで寄付の申し込みがありました水道施設については、下記により受納するものとし、今後は当局において維持管理をいたしますので通知します。

記

1 申請地

2 工事名

3 工事概要

4 受納年月日 年 月 日

様式第9号

第 号
年 月 日

様

山口市上下水道事業管理者

印

工事負担金還付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました水道布設工事については、下記のとおり変更しましたので通知します。

つきましては、別添請求書により工事負担金の還付を請求して下さい。

記

1 工 事 名

2 工事負担金変更金額

区 分	変 更 前	変 更 後
工事負担金額	金 円	金 円

3 還付金額 金 円 (うち消費税等 金 円)

内訳 納付済工事負担金額 - 変更工事負担金額 = 還付金額

金 円 - 金 円 = 金 円

様式第10号

第 号
年 月 日

様

山口市上下水道事業管理者

印

工事負担金追加決定通知書

年 月 日付けで申請のありました水道布設工事については、下記のとおり変更しましたので通知します。

つきましては、別添納入通知書により工事負担金の追加を納付して下さい。

記

1 工事名

2 工事負担金変更金額

区分	変更前	変更後
工事負担金額	金 円	金 円

3 追加金額 金 円 (うち消費税等 金 円)

内訳 変更工事負担金額 - 納付済工事負担金額 = 追加金額

金 円 - 金 円 = 金 円